

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第32号
2025/10/29

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
<https://anti-ikata.org>
E-mail:info@anti-ikata.org



第4回控訴審 12月5日傍聴に集おう！



福岡高裁前 入廷行動

☆福岡高裁通い、早くも1年に近づく

裁判の場所が大分地裁から福岡高裁に移行し、第1回控訴審24年12月16日から約1年近くになります。当初、随分遠いところに出かけるという印象でしたが、定着してきました。大分市、別府市を経由し福岡高裁に直行する貸切バスは順調に運行を重ねています。ちょっとした日帰りバスツアーの気分です。

☆若い学生さんたちの傍聴参加による活気

8月18日第3回控訴審には若い学生さんたちの参加があり、盛り上がりました。意見陳述者の宇都宮陽子さんの応援で、原発のこと、裁判のことをしっかり勉強したいという熱意を感じました。新鮮な体験だったようです。また、裁判の後に福岡県弁護士会館で開催された報告会では、福岡を中心に色々な運動体の方々が発言されることで、これまでの大分地裁の報告会では見られなかった活気があります。

☆脱原発アジア第1号の台湾と日本の違いは？

ドイツが一昨年2023年に脱原発を達成したことは多くの人々を勇気づけたのですが、ついに台湾が本年5月に脱原発実現にこぎつけました。

日本と何が違うのでしょうか。台湾は日本と同様に「地震国」です。花蓮市を中心に大きな地震津波被害が出たことは記憶に新しいところです。島国で資源の乏しい国であるこ

とも似ています。

台湾は日本の福島311事故の衝撃を受けて、原発稼働年数40年ということを着実に実行したのです。政治と、それを動かす人々の熱気が感じられます。

日本は「原発運転期間の原則40年」としてきたことを取り外し、40年超、しかも60年超稼働できるよう法改正（GX法）してしまいました。福井で5基そして鹿児島川内でも2基の計7基がすでに40年を超えて稼働を続けています。原発の終わりが見えてきません。私たちの安全、いのちを無視した強引な原発延命策です。さらには福井県美浜に新設する計画が動き始めました。

☆福島第一原発事故の“風化”に抗して

エネルギー政策をどうするかは、私たち国民の生活上のたいへん重要なことなのに、国政選挙でも焦点になり得ていません。政府はGX法をさらに押し進め、“まるで福島事故などなかった”かのような“原発復帰政策”に邁進しています。

やがて福島第一原発事故から15年が近づき、“風化”が進んでいることは確かです。今、私たちの踏ん張りどころです。

☆「復興再生土」全国に放射能をばらまく愚策では？

福島県内の除染土をかき集めて、それを福島の復興のために全国の公共事業で活用する計画が進められています。本日に「除染」土なのか、放射能は消えてなくなる訳ではありません。11月16日のまさのあつこさん講演会で学習しましょう。

12月5日（金） 第4回控訴審口頭弁論

場所：福岡高等裁判所 1階101法廷
集合：13:40 福岡県弁護士会館玄関
報告会 16:00 福岡県弁護士会館
*貸切バス（大分市、別府市経由 往復5000円）を運行します。詳細別紙参照



控訴人 宇都宮 陽子

いのちと原発は共存できない

1 はじめに

伊方原発をとめる大分裁判の会応援団共同代表の宇都宮陽子です。

ふるさと大分から対岸の四国電力伊方原子力発電所の稼働を止め、子どもたちの歩む未来に原発を手渡さないと、569人もの大分県民が原告に名を連ねました。

これは、大分県における住民訴訟において、前例のない人数となっています。これまで、裁判について報道される度に多くの方から「頑張って」とお声かけいただくなど、原告をはじめ関心を寄せ応援下さる多くの方々と歩んできました。できれば、そのみなさん一人ひとりの想いを、裁判長をはじめ四国電力の方々に聴いていただきたいところですが、せめて、ひとりの母親・ひとりの女性・ひとりの人として、私の想いをお聴きいただければと思います。

2 考え始めるきっかけ

私の暮らす大分市から対岸 45km地点に、伊方原発があります。

毎月、海岸清掃に通うこうぎき自然海浜公園からは、天気の良い日には肉眼でもその姿がおぼろげに見えるほどの近さです。それでも私は、長いことその存在を気にも留めずに暮らしていました。実のところ、毎日の暮らしに電気は欠かせないものですが、自分が使う電気がどうやって作られているのかなど関心すら寄せることはなかったのです。

そんな私に考えるきっかけを与えてくれたもの、それは、小さいいのちの誕生でした。38歳で子どもを授かり、それまで、漠然と捉えていた「未来」が、初めて「子どもたちが歩いていく未来」だと実感を持って考えられるようになりました。

そして、同時に「未来」に対して責任を持たなければと強く意識するようになりました。

3 原発に対する意識

私が、最初に原発を子どもたちの未来に手渡してはならないと意識したのは、グリーンコープ生活協同組合の活動に参加してからです。

子どもの誕生と同時に加入したグリーンコープでは、食の安心・安全をはじめ、福祉・環境・平和・脱原発など私たちの暮らしにつながる様々な課題について、組合員が共

に学び・考え・活動しています。

特に、脱原発は、1986年に起きたチェルノブイリ原発事故をきっかけに「いのちと原発は共存できない」と、生協としての活動を開始し、グリーンコープの先輩組合員が、いち早く被災者への支援に取り組み、また、原発や核実験による放射能の影響を調べるために、食品の残留放射能検査を進めました。さらに、原発を無くさなくてはならないという強い信念を持って、原発や放射能の学習会を重ね、社会に向けて警鐘を鳴らすために署名や請願などの脱原発運動を行っています。

当時、被災者の支援活動に携わった先輩組合員に話を聞く中で、胎内被ばくなど子どもへの影響の大きさを知ることができました。事故直後の甲状腺への影響や長期的なセシウムによる内部被ばくが問題となり、事故後、ベラルーシやウクライナでは小児甲状腺がんの発生が増加し、子どもの免疫細胞の減少や、臓器からのセシウム検出も報告されるなど、子どもへの影響は非常に大きく、それは決して見逃せないものでした。

一人の母親として、何よりも子どもたちの健やかな成長はかけがえのない願いです。けれど、ひとたび事故が起これば子どもたちの健やかな成長だけでなく、いのちさえも脅かす原発は、子どもたちの未来に決して手渡してはならないと、強く思うようになりました。

4 福島原発事故

グリーンコープを通して全国の仲間と活動を進める中、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故が起きました。

事故当時、ラジオから流れる刻々と変化する状況は、一向に収束する気配すらなく、遠く離れた九州大分県に暮らす私でさえ、若い娘を抱きしめながら「私は、この子のいのちを守れるのだろうか」と震撼させられました。

現地では、情報が錯綜する中で多くの人々が避難を余儀なくされていきます。私は、グリーンコープ生協での震災支援などを通して、震災後から被災地に入り支援活動と共に被災者のみなさんとの交流を進めてきました。未曾有の災害であったため被災者の方々の暮らしは、どなたも大変なものでしたが、震災と放射能災害の二重被害を被った方々は、さらに混迷を極めておられました。

たとえば、双葉病院の例があります。双葉病院は、原発の立地する双葉町で現在も帰還困難区域にあります。震災

直後、乏しい情報の中、避難経路も避難場所も二転三転する中で、歩くこともままならない高齢患者の避難は非常に厳しく、多くの犠牲者を出してしまいます。避難のバスを待つ間に4人の方が亡くなり、混乱の中、認知症の1人は行方不明となり、バスの中で3人の方が、そして、十分な設備もない避難所で17人の方が亡くなっています。原発事故さえなければ、こうした尊い命が失われることはなかったのです。

一人のひととしての考えに立てば、どんなことよりも、いのちが最優先されるはずですが、しかし、原発事故の前では、実際に、いのちはないがしろにされ、人生を踏みにじられる場面を何度も見聞きしてきました。

5 若い女性の人生を揺るがした原発事故

被災した若い女性が夢や人生設計を奪われた例も多く、実際に「将来の夢よりも治療を優先してきた」と語る人もいました。

20代で甲状腺がんを発症、再発や手術を繰り返し「これから先のことも考えられない」と言う女性がいます。福島原発事故により甲状腺がんになったとして、東京電力を相手取り損害賠償を求め提訴した7人の内の一人です。事故当時福島県の中通りに住み中学一年生だった彼女は、県の県民健康調査でがんが見つかり2度の手術でリンパを大きく切除したにも関わらず再発。「今とか将来とか、実際やばい」と赤裸々に語ってくれました。

また、別の原告の女性は、事故当時6歳、13歳で甲状腺がんを発症し手術するも再発し17歳で2度目の手術を受けます。「将来の夢もまだはっきりしないうちにすべてが変わってしまった。恋愛も結婚も出産も、私とは縁の無いものだと思っている」と裁判の中でも語られています。

本来であれば、将来への夢や希望であふれるはずの世代の彼女たちが、どれほどの不安と絶望を抱えているか、みなさんは想像することができるでしょうか。

私たちは単なる「住民」としてひとくくりにされるものではなく、それぞれが人生を営み尊厳と希望を持つ存在であるはずですが、「恋愛も結婚も出産も、自分とは縁がないものだと思っている」と言わせるほどに原発事故は、若い女性の人生を根底から揺るがしました。

誰もが、自分の暮らしを自分自身で選びたい、ここを縛られず生きたい、そして何よりも、一人のひととしての尊厳を守りたいと切実に願っています。けれど、原発事故は、人としての尊厳さえも打ちくずしたのです。

6 木村紀夫さんと汐風（ゆうな）さんのこと

私はこれまで、被災地の子どもたちを大分に招いての保

養プロジェクトや、福島の被災者と大分のみなさんをつなぎ、福島の現状を伝える活動を行ってきました。その中で出会ったのが、木村紀夫さんです。

福島県大熊町の海沿いにある熊川地区で生まれ育った木村さんは、津波で自宅が流失し、父と妻、そして、当時7歳の次女の汐風（ゆうな）さんを亡くします。

震災当日の夜、流失した自宅跡地に駆けつけ家族を探しますが、原発から3km圏内であったため避難を余儀なくされます。地元消防団も住民誘導のため搜索を中断。

ほどなく警戒区域は町全域となり住民の立ち入りは禁止され十分な搜索ができなくなります。4月になり父と妻の遺体は見つかりますが、汐風（ゆうな）さんだけは見つからないままでした。

住民の一時帰宅が許されてからは、3か月に一度2時間だけという限られた機会に、木村さんは、当時の避難先であった長野県から450kmを何度も通い汐風（ゆうな）さんの搜索を続けます。

2016年12月、自宅跡地からほど近い場所で見つめられた小さなマフラー。土色に染まったミニーマウスのマフラーに包まれるようにして見つかったのは、小さな首の骨とみられる数センチのかけらでした。木村さんの元に汐風（ゆうな）さんの遺骨の一部が帰ってくるまでに、実に6年もの年月が経っていました。

そして、この時、木村さんは改めて怒りの感情が溢れてきたと言います。

汐風（ゆうな）さんが眠っていた場所が特定されたことで、津波によって亡くなったのではなく、避難せざるをえなかったために、置き去りにしたことで亡くなった可能性があると感じたからです。

3月12日、避難指示のぎりぎりまで周辺を搜索していた消防団から人の声を聞いたという証言があったのです。木村さんは言います。「見つかった場所を考えると、それは父や汐風（ゆうな）だったかもしれない。助けられた可能性はゼロではなかった。搜索を中断しなければならない状況をつくったのは、どう考えても原発事故です」

実は、汐風（ゆうな）さんと私の娘は同い年です。

私がラジオの前で原発事故のニュースを聞きながら「この子のいのちを守れるのだろうか」と震えていた時に、あの場所で汐風（ゆうな）さんはいのちを落としていたのです。

場所が違えば、犠牲になったのは汐風（ゆうな）さんではなく私の娘だったかもしれない。

同じひとりの親として木村さんの悲しみ、そして、怒りはひりひりと私のところを貫きます。

原発さえなければ助けられたいのちは確かにあったのです。

7 原発事故の教訓

原子力発電所は人が作り出したものです。

けれど、ひとたび事故が起これば ひとの手で簡単に制御できるものではありません。

そのことは、今なお、収束していない福島原発事故が証明してくれています。

多くの人がいのちを亡くし、愛する人を奪われ、ふるさとを汚染され、家や仕事を失い、暮らしをめちゃくちゃにされ、こんなにも大きな代償のもと私たちは教訓を得たのではなかったのでしょうか。

これらは遠い昔の話ではなく、今ここにいる私の、あなたの、そして、全ての人と家族のいのちにつながる教訓なのです。

地震や津波だけだったら救えたいのち。

原子力災害は回避することのできる人災でもあるのです。

原発事故で大きな苦しみや悲しみを背負った方々の想いを自分事として、私たち一人ひとりの選択で、これ以上救えたはずのいのちを生まない未来をつくっていきたくと思

<意見陳述>

災害弱者から見える原発の脅威



控訴人 藤井克展

控訴人の藤井克展と申します。大学時代を除きずっと別府市に住み、つい先日75歳を迎え、後期高齢者となりました。

私がこの場に立って意見を述べるのは、原子力発電には核燃料デブリの取り出しや、いわゆる核のゴミの処理など科学的に未解決な問題が残されているとか、人類は放射能災害という不条理なもので命を失うことがあってはならないとか、たとえ「核の平和利用」と名付けられても、被爆国日本はむしろ核廃絶へ向けて先頭に立つ倫理的な義務を負っている、などの理由からだけではありません。

これらのことを論ずるには、私は適任者ではないと思っています。2011年3月11日の大地震・津波・原発事故を目の当たりにして、もしあのような過酷な事故に直面したら、私は高い確率で命を失うだろうと確信しているからです。以下、ここでは私の個人的な事情、体験を述べます。

障がい者の自覚

私はいわゆる災害弱者です。視野に障害があり、また、十数年前に大腿骨を骨折して以来、右足が不自由になって急いで歩くことが困難になり、何度か入退院を繰り返して

います。

8 最後に

最後に、先日病に倒れた私たちの大切な仲間である原告団共同代表中山田さつきさんの言葉を紹介します。

伊方原発3号機が多くの反対の声の中、再稼働したときの言葉です。

「生活を根こそぎ奪う原発の過酷事故を前提として、原発が再稼働される。そのことが根本的に間違っています。私たちは『止められる』という『希望』があります。

『原発を止めろ』の声を裁判所に！頑張りましょう！」

さつきさんの遺志は、私たちの中にあります。

導いてくれたさつきさんの「声」を道標に、授けてくれた「希望」を胸に子どもたちに安心できる未来を、原発のない未来を手渡すために歩んでいきます。

どうか、一人の母親のこの真摯な願いに ところを寄せていただき、慎重で公平な判断を求めます。

以上で、私からの意見陳述を終わります。

きました。当然、年齢を重ねるごとに具合が悪くなるばかりです。

こんな訳で、緊急時に指定された避難場所まで無事にたどりつけるか不安です。そんな場合、家族の手を借りるしかならないと思われるかもしれませんが、様々な事情により私の係累は他県に住む従兄弟だけです。親しい友人が何人かいますが、それぞれ家族があり、いざという時の助けは期待できそうにありません。

熊本・大分地震の恐怖

2016年の熊本・大分地震では、恐れていたことが現実となり、実に不安で心細い思いをしました。地震の直接的被害だけでなく、瞬時に伊方原発のことが浮かんできたからです。

前述のように私は素早い避難行動がとれません。避難のバスに乗り込むことも難儀です。指定されている避難場所まで優に1km以上あります。このように、考えれば考えるほど不安なことが浮かんできて、地域の中で生活しながら、いざという時には、自分だけ孤立無援に置き去りにされてしまうような気にさえなってきます。あの地震の時、私と

同様な思いで不安な朝を迎えた人も多かったに違いありません。このような状況にある私たちには、「危ないから、怖いから」原発をとめてほしいと願うほかないのです。日本人の5人に1人が後期高齢者で、その多くが災害弱者です。そして人は年を取ります。これは誰にとっても人ごとではないはずです。

また、最近の原発差止訴訟や2024年1月1日の能登半島地震で指摘されたのと同様に、佐田岬半島も、伊方原発で過酷事故が発生した場合の避難計画の実効性に問題があることに気づかされました。

それにも増して、災害時における自分の安否について強く意識するようになったのは、3.11の地震から数日後に津波の様子を映したテレビの画像でした。

押し寄せる津波映像 311 の衝撃

テレビは、押し寄せてくる津波が車イスに乗って避難している人を、まさに飲み込む寸前の様子を映していました。無論、カメラは車イスを狙ったわけではなく、押し寄せてくる津波の遠景の画像の端に、車イスが一瞬だけ偶然に映ったのだと思います。車イスの人がどうなったのか、私に

はわかりません。しかし、その時観たテレビの画像を繰り返し思い出すようになりました。しかも、遠景の一部でしかなかった車イスがだんだんと鮮明になり、いつしか、車イスに乗って避難する人と自分の姿を重ねて考えるようになりました。つまり、映像で流れた車イスの人は自分の将来の姿ではないかと思うようになったわけです。

現実を直視すること

そのことは、災害弱者として、自分の現実を正面から受け止め、受け入れるべき態度を自分に迫ることを意味しました。それまではどこか、足が不自由で、災害時に自力で避難が困難な災害弱者であることを認めようとしなかった自分がいました。しかし、自分の現実を現実として率直に認めることで、自分が後期高齢者になり、災害弱者であること、そして原発裁判の原告であることが、自分自身を一人称で語るべき言葉となりました。現実を直視することにより、一刻も早い伊方原発差止を希求する気持ちはこれまで以上に高まっています。

以上、私の正直な思いの表明です。 以上

< 意見陳述 >

三次元地下構造探査の必要性を訴える



控訴人ら訴訟代理人弁護士 徳田 靖之

1 はじめに

被控訴人の令和7年4月4日付準備書面は、控訴人らの控訴理由書に対する反論であり、これに対しては、追って準備書面2を提出して全面的に再反論することといたしますが、本件訴訟の主要な争点であり、本件訴訟における被控訴人の立論の特徴が典型的に反映していると思われ、看過しえないと思料される、三次元地下構造探査の必要性の問題について、控訴審における争点を明確にするために、意見を述べておきたいと思います。

2 地下構造探査の必要性に関する徳山英一センター長の発言の評価について

(1) 新規制基準の策定過程における徳山センター長の発言は、三次元地下構造探査の必要性を具体的に指摘したものであり、その評価は、本件訴訟における、基準地震動に関する争点の中でも、最も重要なものとして控訴人らが主張してきたところです。控訴人らは、この点について、控

訴理由書1の30頁以下において、徳山センター長の発言を、議事録での発言内容をそのまま引用したうえで、原判決の誤りを指摘しました。

即ち、徳山センター長は、浜岡原発5号機に非常に大きな振動をもたらした要因は、「S波による低速度帯、これは、実は、海底・河川の堆積物なのですから、粗い層が結構堆積している。決して、地殻の構造といって、褶曲とか断層とかそういうものの影響ではない」とこと、「このような環境に存在している原子炉は結構いっぱいある」ことを指摘し、三次元地下構造探査の必要性を力説しています。このような堆積物による低速度帯の存在は、三次元地下構造探査によらなければ正確に把握できないというのが、徳山センター長の見解の眼目だということです。

(2) 被控訴人は、この徳山センター長の発言について、同準備書面の32頁以下において、次の3つのことを述べて控訴人らの主張に反論しています。

第1は、新規制基準が三次元的な地下構造により検討することを求めているのは、敷地及び敷地近傍に褶曲構造や

低速度層等が存在する等してその地下構造が成層かつ均質と認められない場合には、敷地の地震が増幅する可能性があるからであり、低速度帯の存在と地下構造の均質性とは別次元の問題だとする控訴人らの主張は、地下構造による地震動の増幅の可能性やそれに関する新規制基準についての理解を根本的に欠くものだと批判です。

第2は、徳山センター長の発言に関して、三次元地下構造探査が一般的だと述べているのは、地下資源調査に関してであり、地震動評価のための地下構造調査や活断層調査においては一般化しているというものではないと主張して、控訴人らの主張を批判していることです。

第3は、徳山センター長の発言は、釜江特任教授の発言を受けたものであって、東日本において岩盤が柔らかく褶曲構造が発達した地域に立地する原子力発電所を念頭に置いたものとして、本件原子炉には妥当しないということです。

(3) そこで先ず、第1の批判点について、検討してみたいと思います。

この点に関する被控訴人の主張の特徴の第1は、控訴人らの主張を誤解したうえで、批判しているということです。

控訴人らが堆積物による低速度帯の存在と別次元であると主張したのは、こうした堆積物による低速度帯の存在と、褶曲などによる地下構造自体の不均質性とを比較してのことであり、どちらも地震波の増幅をもたらすものであることを当然の前提としています。このことを理解せず、あえて無視したうえで、新規制基準の理解を根本的に欠くなどと批判するのは、全くの言いがかりというものというべきです。

第2の特徴は、徳山センター長の発言の眼目が、堆積物による低速度帯の存在は、三次元地下構造探査によらなければ把握できないという点にあることを意識的に無視しているという点にあります。

議事録に明らかなとおり、徳山センター長が求めているのは、あくまでも三次元地下構造探査をするべきであるということであり、三次元的に地下構造を把握すれば足りるということではありません。その理由を徳山センター長は、地震の増幅をもたらす低速度帯の存在は三次元地下構造探査によってしか正確に把握できないと主張しているのであり、この点こそが、徳山センター長の発言の眼目です。控訴人らは、控訴理由書において、原判決がこの点を理解していないことを指摘しているのですが、被控訴人は、この点については何ら反論していません。ここで、改めて、被控訴人に求めたいのは、控訴人らに対して、新規制基準に対する理解を根本的に欠くなどと批判する前に、徳山センター長が指摘する、堆積物による低速度帯の存在を、三次元地下

構造探査による以外に、どのようにすれば正確に把握できるということを、浜岡原発で起こったことを踏まえて明らかにすべきだということです。

被控訴人の主張の第3の特徴は、新規制基準のいう「成層かつ均質」という概念の中に、堆積物などによる低速度帯が存在しないということが含まれていると解釈していることです。しかしながら、新規制基準のいう「成層かつ均質」というのは、地下構造が褶曲しておらず、地下構造を構成する岩石による地層に均一でない部分が存在しないということであって、堆積物の有無等は考慮されていません。このことを端的に示しているのが、被控訴人による深部ボーリング調査です。被控訴人は、本件原子炉施設の地下構造が成層かつ均質であることを、原子炉から1キロメートル離れた地点において行ったボーリング調査の結果から推測して、敷地の地下構造が成層かつ均質であるとしており、規制委員会もこれを容認しています。この推測の根拠とされているのは、地下構造を形成している岩石の種類とその構成の同質性であり、堆積物の有無等が検討されている訳ではありません。

(4) 次に、第2の批判点について検討してみたいと思います。

被控訴人が主張しているのは、三次元地下構造探査は、地震動評価のための地下構造調査や活断層調査においては、一般化していないというものですが、控訴人らは、そのような主張はしていません。そもそも、控訴人らは、全国の原子力発電所の敷地周辺で三次元地下構造探査が全く実施されてないことを批判しているのであり、このような主張をするはずがないのです。被控訴人の批判の特徴は、このような形で控訴人らの主張を歪曲したうえで誤りだとする点にあります。

控訴人らの主張は、三次元地下構造探査は、地下構造を正確に把握する技法として普及しているという意味で一般化しているということであり、しかも、熊本地震の原因調査として実施された、八代海の海底地下構造調査においては、三次元地下構造探査が実施されて、従来の二次元探査では把握できなかった地下構造が把握できることが判明し、深部ボーリング調査等が困難な海底の地下構造を三次元的に把握するうえで有用であることが指摘されているということです。まさに、三次元地下構造探査は、新規制基準が言うところの最新の科学技術として一般化しているということにほかなりません。

これほどまでに三次元地下構造探査の優越性が明らかになっているのに、何故に、地震動評価に関しては、三次元地下構造探査の必要性が否定されるのかについて、被控訴

人は、科学的な根拠に基づいて説明すべきであり、控訴審では、この点に解明こそが求められるというべきです。

(5) 最後に、第3の批判点についてです。被控訴人は、徳山センター長の発言は、地盤が柔らかく、褶曲構造が発達した東日本の原子力発電所を念頭においたものだと主張していますが、驚くべき解釈だというほかはありません。徳山センター長の発言には、そのような限定は全くないからです。議事録を確認すれば明白ですが、この発言は、地域を全く限定していませんし、褶曲構造などとは異なる堆積物による低速度帯の把握するために三次元地下構造探査が必要だと発言しているのですから、褶曲構造が発達している東日本の原子力発電所を念頭に置いている等という解釈をしまう余地は全くありません。

控訴審裁判所に是非とも留意していただきたいのは、被控訴人の主張には、このような形で、科学的な装いをこらしながらの、事実と反するものが少なからず存在するということです。

3 強震動レシピの問題について

私たちが平成29年に改訂された強震動レシピを厳しく批判するのは、同レシピが、原子力規制庁の、原発の敷地周辺の地下構造を三次元的に把握することの重要性に関する新規制基準の見解を著しく後退させたと考えからです。同レシピは地下構造の「水平成層構造が想定可能なことがあらかじめわかっている場合には、三次元地下構造モデルを作成することは適当ではない」としています。

問題は2つあります。第1は、地下構造に関して、水平成層が「想定可能」という言葉が用いられていることです。「想定」とは、国語的にも、科学用語としても、確認ではありませんし、把握でもありません。想定つまり推測で足りるということです。絶対的な安全性が求められる基準地震動の策定にあたって、必須とされる地下構造の三次元的な把握は、「推測」で足りるというのは、明らかに新規制基準を骨抜きにするものです。

実は、こうした原子力規制庁の姿勢は、新規制基準の策定段階から露骨に現れていました。先ほど申し上げた徳山センター長の発言を受けて開かれた「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」の第4回会合(令和24年12月17日)において、事務局である規制庁が提案した新規制基準案は、「特に、不整形な地下構造が存在する場合には、三次元的な地下構造を把握すること」とされていました(甲39)。これに対してそもそもの提案者であった徳山センター長が、「不整形な地下構造が存在する場合にはということになっていますが、不

整形というのは、どこで誰が決めるのかというのが分からないんですね。」と批判し、島崎委員長が「不整形な地下構造が存在するというのはどうやって調べるかということになると、結局、三次元構造を調べなくてはわからないわけですよ」と応じて、その結果として、現行の新規制基準に変えられたのです(甲39・31頁)。

こうした経緯に照らすと、水平成層な地下構造を、三次元的に調査して把握することなくして「想定」可能とする、強震動レシピの記載は、新規制基準を骨ぬきにするものであることは明らかです。

第2は、三次元構造モデルを作成することを適当でないとしていることです。作成しなくていいというのではなく作成するなといったに等しいのです。そして被控訴人は、その適当でないとする理由を、計算が複雑になると説明し、自らが一次元地下構造モデルしか作成していないことを正当化しています。つまり、計算が簡単にできるように、三次元モデルは作らなくていいということなのです。私は、このような考え方で、新規制基準策定時の徳山センター長や島崎委員長の見解が無視され、原発の安全性が審査されていることに背筋に寒いものを感じない訳にはいきませんでした。

こうした私たちの指摘に対して被控訴人は、強震動レシピは、新規制基準制定前から存在しているとか、大飯原発の審査を例に挙げて、規制委員会は、三次元地下構造を把握するには調査が必要としているので、強震動レシピが新規制基準を無視しているという控訴人らの主張は的外れだと反論しているのですが、このような反論は全く事実と反するものです。私たちが批判している強震動レシピは、平成28年に改訂されたものであり、新規制基準の制定後ですし、大飯原発の審査は、新規制基準制定直後に行われたものであり、強震動レシピは、その後に改訂されたものであって、その内容において、大飯原発の審査の際の厳格な姿勢を事実上骨抜きにしているからです。

4 おわりに

以上の通りですから、三次元地下構造探査の必要性に関する被控訴人の反論は、全く失当であり、控訴審においては、この点に関する原判決の判断の正当性を是非とも吟味していただきたいと思います。

以上

**控訴審報告会(8月18日第3回)
ユーチューブ Up しています!**

裁判の会ホームページより、すぐに見ることができます。



<マスコミ報道より>

デブリ搬出 2037年度以降

福島第一原発 遅れ、準備に12年超

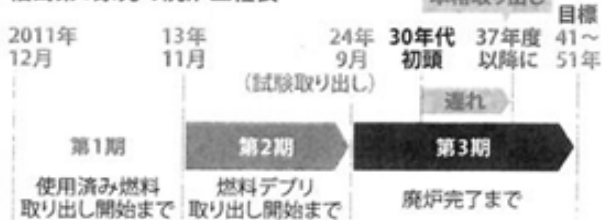
大分合同新聞 7.30

東京電力は7月29日、福島第一原発の廃炉で最難関とされる溶融核燃料（デブリ）の本格的な取り出しが、3号機を皮切りに2030年代初頭に着手する目標から遅れて37年度以降にずれ込むと発表した。3号機の準備作業に12～15年かかるためとしている。政府と東電は工程表「中長期ロードマップ」で事故発生40年となる51年までの廃炉完了を目標に掲げているが、達成は難しくなると見られる。

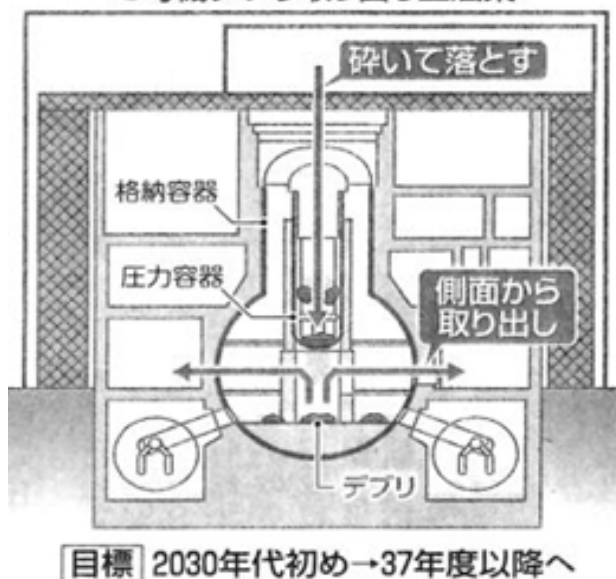
東電の小野明廃炉責任者「物理的に考えて厳しいと思っているが、目標はおろさない」

更田豊志廃炉総括監「元々困難だ」と指摘した。

福島第1原発の廃炉工程表



3号機デブリ取り出し工法案



<マスコミ報道より>

発生ゼロ道筋見えず福島汚染水

海洋放出から2年

大分合同新聞 8.24

東京電力が福島第一原発にたまる処理水の海洋放出を開始してから8月24日で2年となった。これまでに約11万トンを海に流したが、放出前に敷地に約1000基あった保管タンクのうち解体したのは11基にとどまる。計画では21基を撤去し、約2900㎡の跡地には事故で溶け落ちた核燃料（デブリ）を取り出すための関連施設を設置する。

漁業者は反対姿勢

東電は処理水に含まれる放射性物質トリチウムの濃度が低い順に放出してきた。総量は原発事故発生前と同じ年間22兆ベクレルが上限で、23年度は4.5兆ベクレル、24年度は12.7兆ベクレルと徐々に増やしてきた。25年度は15兆ベクレルを計画する。東電は今後、周辺の海で検出されるトリチウムについて「従来よりも高い値も想定されるが、基準値以下を確認する」と説明する。

漁業者の不安は消えず、放出に反対姿勢を崩していない。タンクに保管されている約7割は浄化処理が不十分なため、放出するには再浄化が必要となる。処理過程では高濃度の放射性物質を含んだ汚泥が発生。今後も増え続ける見通しだが、最終的な処分方法や処分場所は決まっていない。複数の保管タンクで腐食や鉄板が薄くなる「減肉」も見つかっている。

処理水放出2年の現状	放出開始前		2年後	
	約80トン/日 (2023年度)	汚染水発生量	約70トン/日 (24年度)	
	—	処理水放出量	約10.2万トン (7日時点)	
	約134.5万トン	タンク保管量	約128.9万トン (7日時点)	
	約1000基	タンク	11基解体完了	

<マスコミ報道より>

関電 原発新設の方針

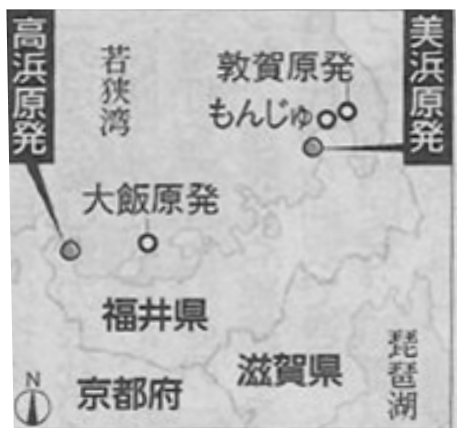
福井県美浜で地質調査 表明

震災後初 政策転換の節目

東京新聞 7.23

関西電力は7月22日、美浜原発（福井県美浜町）の建て替えに向け、地質調査を実施する方針を表名した。

2011年の東日本大震災発生以降に止まっていた新たな原発建設の動きが、具体化したのは初となる。国も原発回帰の方針を打ち出しており、活用の流れが加速すれば日本のエネルギー政策の節目となりそうだ。



「原発新增設」あきれた

毎日新聞 7.23

国宝の三重塔で知られる（福井県小浜市）の住職、中島哲演さんは、関電の姿勢に憤りをあらわにした。

「原発にしがみつくと強引さ、理不尽さには言葉を失う」

小浜市の出身。「原発設置反対小浜市民の会」の世話人代表を務め、半世紀以上も会の運動を続けてきた。

「古くなった原発を強行的に稼働しつづけているだけでなく、さらに新增設などに向けた調査とは、あきれて物も言えない。福島第一原発の事故の教訓を忘れたのか」

美浜原発の近くに住む60代男性。「本音はどこか、よそで新增設をしてほしいが、福島原発事故以降、既に建設されている所以外では、できるはずもなくなっている。」

元裁判官の井戸謙一弁護士は「美浜原発のある敦賀半島は『活断層の巣』とも言われ、原発が立地する場所として非常に危険だ」と指摘する。

読売新聞 9.6

革新軽水炉 現実的な選択

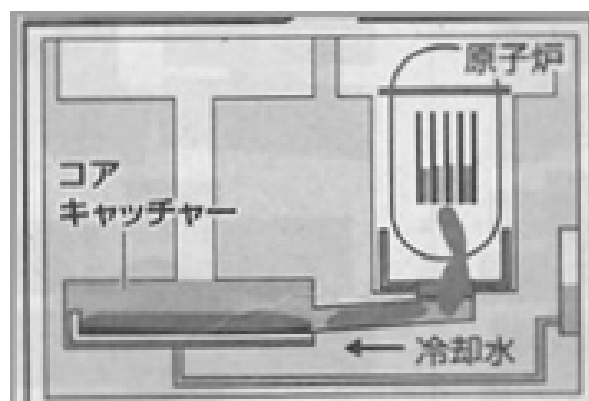
関電は現在、福井県内の美浜、高浜、大飯の3原発を持つ。稼働する7基のうち5基が運転開始から40年以上経過してい

ることに加え、デジタル化の進行で将来、大量の電力需要が見込まれることから、新たな原子炉の建設に動き始めた。

溶けた核燃料冷却 コアキャッチャー

溶け落ちた核燃料を受け止めて冷やす受け皿のような設備「コアキャッチャー」を新たに設ける。

稼働には調査や建設工事などで20年程度かかり、建設費は1基あたり1兆円以上が必要とされる。



東京新聞 8.5

「福島の教訓を全国に発信して」と訴え

関西電力が美浜原発（福井県美浜町）で原発の新設に向けた調査を発表したことを受け、東京電力福島第1原発事故の被害者らが5日、福島県の内堀雅雄知事に関西電力に方針撤回を求めるよう要望した。被害者は「福島の教訓を全国に発信して」と訴えた。



左 生業訴訟原告団長中島孝さん

注：2022年10月20日、大分地裁で山場となる証人尋問に原告証人として中島孝さんに来て頂き、福島の被害実態を語っていただきました。詳しくは裁判ニュース22号を参照のこと

<マスコミ報道より>

柏崎刈羽原発再稼働の駆け引き大詰め

同意を金で買うようなもの

朝日新聞 10.17

柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働をめぐる駆け引きが大詰めを迎えている。東京電力ホールディングスは16日、全7基のうち1、2号機について廃炉の検討を進め、県に1千億円規模の資金支援を行う考えも示した。地元へ寄り添う姿勢を打ち出し、「最後の関門」となる県の同意判断に向けたお膳立てを急ぐ。一方、地元からは「同意を金で買うようなものだ」との批判も上がる。



「正直、廃炉の話には触れられなかった」

東電関係者はそう打ち明ける。それでもこの日、東電が1、2号機について廃炉を検討する方針に踏み込んだのは、今が「再稼働に向けた最終局面」（別の関係者）とみるからだ。

廃炉計画の明確化は、原発が立地する柏崎市の桜井雅浩市長が2017年から求めてきた。同原発の発電出力は7基で計821万2千キロワットと世界最大級。桜井氏は6、7号機の再稼働に理解を示す一方、集中立地のリスクなどを挙げて、1～5号機については1基以上の廃炉を求めた。



10月16日新潟県庁前

柏崎頼み もがく東電

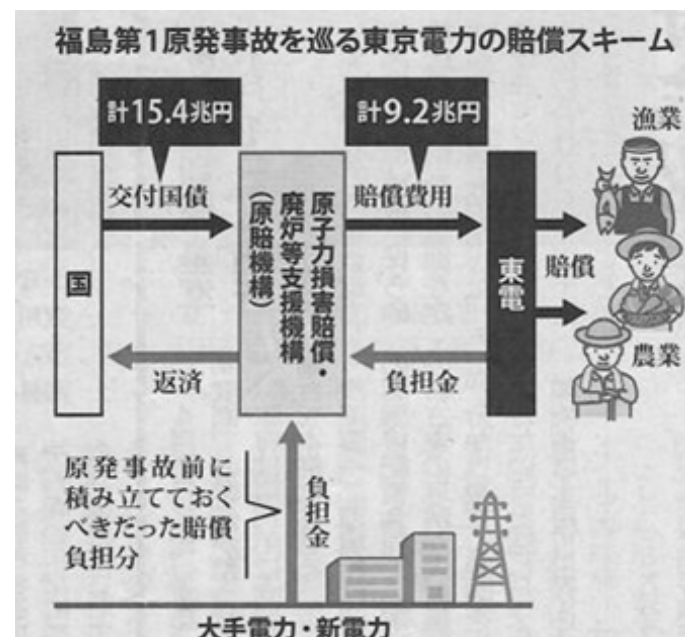
毎日新聞 3.29

福島第一原発事故を起こした東京電力が原発頼みの経営から抜け出せない。賠償や廃炉に必要な巨額の費用を賄うため、柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働を急ぐが、度重なる不祥事による不信感から地元の同意を得るのは容易ではない。巨額の国費を投じて東電の破綻を回避させた現在の賠償スキームで、福島への責任を果たすことはできるのか。

東京電力福島第1原発事故にかかわる費用		
	費用	負担主体
賠償	9.2兆円	東電、電力会社、新電力
除染	4兆円	東電株の売却益
中間貯蔵	2.2兆円	国の特別会計
廃炉	8兆円	東電
合計	23.4兆円	

交付国債で
国が立て替え

除染や中間貯蔵の費用等を含めた原発事故の費用23.4兆円のうち、東電は廃炉と賠償費用の支払い責任を負っている。兆円単位に膨れ上がった費用を調達するため、政府は原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付国債を発行し、機構を通じて東電に資金の貸し付けをする仕組みをつくった。民間企業には膨大すぎる借金だが、東電は返済のために年5000億円を捻出する方針だ。



<書籍紹介>

司法が原発を止める

樋口英明・井戸謙一対談
旬報社 定価 1600 円＋税

樋口英明さんは、映画「原発をとめた裁判長」の主人公。福井地裁の裁判長として2014年に大飯原発をとめる判決を下した人です。井戸謙一さんは金沢地裁の裁判長として、2006年志賀原発を差し止める判決を下しました。能登半島地震の惨状を知るにつけ、井戸さんの判断の正しさを思い知らされます。元裁判長の二人は、現在、原発反対運動の最前線で頑張っておられます。この対談の内容が面白くない訳はありません。是非お読みください。



菊池事件

徳田靖之著
かもがわ出版 2,200 円（税込み）

弁護士は冤罪事件を避けて通れません。徳田弁護士はかつて「みどり荘事件」という冤罪事件を解決したことがあります。さて、裁判長は死刑判決を下せる恐ろしい職業？です。判断を誤ることは許されません。ところがハンセン病をめぐってそれが起こったのです。当時、ハンセン病患者とされた人は通常の裁判所でなく隔離収容所に設けられた「特別法廷」（熊本県菊池恵楓園）で判決が下されました。徳田弁護士はすでに死刑に処せられたFさんの裁判に取り組んだ本を出版されました。重い課題の内容ですが読みやすいです。一読を薦めます。なお、年明け早々（1月末）にも再審可否の判断が下されます。注目しましょう。



あなたの隣の放射能汚染ゴミ

まさのあつこ著
集英社新書 定価 740 円＋税

福島県（大熊町・双葉町）に「中間」貯蔵された、東京ドーム11個分の巨大な放射能汚染土。これを2045年までに福島県外に持って行く計画です。政府は、公共事業などに有効利用することを明らかにしました。放射性物質が私たちの生活環境のなかに入ってくるようになるのです。「産業廃棄物」の扱いにして、大々的に進めようとしています。

著者のまさのさんは、詳細な取材に基づき問題点を明らかにしています。11月16日の講演にあわせて、是非皆様お読みください。



これからの社会を考えるための科学講義

池内 了著
青士社 定価 2400 円＋税

現在、原発再稼働をめぐる最大の焦点になっている柏崎刈羽原発（新潟県：東京電力）です。池内さんは新潟県が独自に立ち上げた「新潟県原子力発電所の検証委員会」のまとめ役として、中心的に関わってこられました。ところが現在の花角新潟県知事によって職を解任されました。

東京電力は福島第一、二原発を諦めた今、柏崎刈羽原発を再稼働させようと躍起になっています。柏崎刈羽原発は2006年中越地震で大きく破損しましたが6、7号機を何としても動かしたいのです。政府・財界が一丸となり新潟県にプレッシャーをかけ続けてきました。そんな中で、東電の事故について冷静に検証し、政府はわずか1年で3つの調査委員会（国会事故調など）を終了したのですが、池内さんを中心として新潟県独自の検討を続けてこられたのです。一読の価値あります。新潟県の脱原発市民運動にエールを。著者は宇宙物理学者、名古屋大名名誉教授



< P1 続き >

第3回控訴審 8月18日参加者の声

帰路の貸切バス内にて

◆ 意見陳述、最高でした。汗か涙か、感動です。徳田先生の話は何度聞いても分らなかったが、やっと分かり出した。裁判長の情に訴えることが伝わったのでは、と思います。この裁判を続けることで、“つながる”ことがあると思います。広めるということであるし、世代を超えて命をつないでいくということが、ものすごく大事だと思います。 T.S

◆ “思いを紡いでいくこと”それが大事だと思いました。 E.I

◆ 若い人たちがきてくれてよかった。

K.T

◆ 人生の先輩たちと裁判を傍聴したことは勉強になりました。原発問題を通して、世の中のことを考える良い機会になりました。

学生3名

◆ 岸田首相のときに原発再稼働をどんどん進めるといって「大転換」をやった。それが裁判官に影響して、忖度して、裁判官には期待できない状況になっている。徳田弁護士は「いまの裁判長に判決をだしてもらう」

それは、3次元探査をきちんとやって、それを行わなければ原発が災害をおこす可能性があるということ。それをきちんと証拠で示さないと、裁判官もそれなりの良心とプライドがあるから、笑うような判決はだせない。いろいろな立場で、色んなことをやれば良い結果が期待できる。

N.H

◆ 今度の裁判長は拍手をとめない。期待しよう。 S.H

◆ 心に刺さった意見陳述だったと思う。自分たちのいのちの問題なんだろうと思う。

複数人

(付記：別府・大分へ帰路のバスでは多くの感想が語られ、気がつくとは別府のかなり手前まで来ていました。

故中山田さつきさんの思い出話も多々ありました。徳田講演会で“達人”と言われたことや、検体を申し出たことや、夫婦間の秘話もありました。2016年、伊方原発再稼働に反対する決議文をさつきさんが書き上げ、お連れあいが杵築市議会に提出し、自民党市議が圧倒的多数の中で可決されたこと。)



日豊観光バス

今後の日程

11月16日(日) 講演会 福島「除染土」の公共利用を考える

14:00～コンパルホール 400

12月5日(月) 第4回控訴審 14:30～福岡高裁 101

12月24日(水) 広島高裁第1回控訴審 14:30

2026年

2月26日(木) 山口地裁岩国支部 11:15 判決

3月8日(日) 311いのちのわ集会

田ノ浦ビーチ

4月26日(日) チェルノブイリ DAY 街頭行動

5月11日(月) 第5回控訴審 14:30～福岡高裁 101

講演会のお知らせ

11月16日(日) 14:00～16:00

受付 13:30

福島「除染土」の公共利用を考える

場 所：大分市コンパルホール 400

講 師：まさのあつこさん(ジャーナリスト)

参加費：前売券 500 円

当日券 700 円 学生無料

交流会：17:00～19:00

参加希望者は11月12日までに事務局森山まで

(TEL 090-7153-8775)

編集後記

◆ 今夏は過去30年の平均気温(6月～8月)を2.36度も上回り、史上最悪の酷暑になったにもかかわらず、電力不足の事態はなかった。原発に頼らなくても電力は余っているのです。

◆ 昨年は真夏の7月から定期点検に入った伊方原発3号機。今年は10月11日から点検を始めた。四国エリアでは原発の電気はなくても足りていると思うのですが、今回、四電は「電力需要が高まる1～2月に備え前倒しで点検を実施する」とのこと。来年1月19日に点検終了予定。

◆ 四電は3号機1基のみの運転で人件費や設備の維持管理が高くつき、関電や九電に比べてコスト高になっているとの分析結果(松久保肇 原子力資料情報室)。3号機稼働による電気料金安の効果はないのです。

◆ 東電は柏崎刈羽原発再稼働に向けて1,2号機を廃炉にし、1000億円を地元に寄付することで、6.7号機の再稼働を認めて欲しいとしている。すごい札束攻勢です。3～5号機どうするの? 東電によるえげつない最低の駆け引きです。(森山)